

令和6年1月16日
日本年金機構

**令和6年能登半島地震により被害を受けられた
年金受給権者等の皆さまへ（Q&A）**

Q1 年金等の振込先の金融機関の預金通帳、印鑑、キャッシュカードを亡失してしまいました。現金を引き出したいのですが、どうすればよいですか。

A1 年金等の振込先の金融機関の預金通帳、印鑑、キャッシュカード等を亡失された方は、その金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。
なお、ご相談の際は、運転免許証など本人確認できるものをご持参ください。

Q2 指定の郵便局窓口で年金等を現金で受け取っていましたが、年金証書、国民年金・厚生年金送金通知書を亡失してしまいました。年金等を受け取るには、どうすればよいですか。

A2 災害救助法の適用地域に住所を有する年金受給者の方は、ゆうちょ銀行の店舗又は郵便局窓口での年金の受け取りについて、当面、令和6年3月18日までの間、次の特例的な措置を受けることができます。

- 「国民年金・厚生年金送金通知書」を亡失した場合
「国民年金・厚生年金送金通知書」を再発行することなく、お近くのゆうちょ銀行の店舗又は郵便局窓口で年金を受け取ることができます。
なお、ゆうちょ銀行の店舗又は郵便局窓口を来訪される際は、運転免許証など本人確認できるものをご持参ください。
- 国民年金・厚生年金送金通知書に記載されたゆうちょ銀行の店舗又は郵便局窓口での受け取りが困難な場合
お近くのゆうちょ銀行の店舗又は郵便局窓口で年金を受け取ることができます。

Q 3 自宅が被災し、親戚の家に身を寄せていますが、住所変更はできますか。
また、年金等の振込先の口座も変更できますか。

A 3 日本年金機構に届出している住所（通知書等の送付先）を変更する場合はお近くの年金事務所に「年金受給権者住所変更届」をご提出ください。
なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）を届出している方が、住民票住所を変更した場合は、「年金受給権者住所変更届」の提出を省略することができます。
また、年金等の振込先の口座を変更する場合は、お近くの年金事務所に「年金受給権者受取機関変更届」をご提出ください。

Q 4 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金を受給していましたが、所得制限を超えたために昨年より年金が支給停止されています。今回の災害で家屋を失いましたが、障害基礎年金を受け取れるようになりますか。

A 4 次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金・給付金の一部又は全部が支給停止されている方で、住宅、家財又はその他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けられた場合は、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月から支給停止を解除し、20歳前障害基礎年金の受給権者及び特別障害給付金の受給資格者は令和7年9月分まで、老齢福祉年金の受給権者は、令和7年7月分まで支給停止を行いません。
なお、翌年（令和7年6月頃）に、その前年（令和6年）の所得確認を行います。前年の所得が年金・給付金の所得制限額を超えていたことが判明した場合は、損害を受けた月に遡って支給停止が行われますので、予めご了承願います。

○ 対象となる年金・給付金

- ・ 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金
- ・ 老齢福祉年金
- ・ 特別障害給付金

申請に必要な届書「国民年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 被災状況届」及び「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」は、日本年金機構ホームページからもダウンロードすることができます。

また、年金事務所でも配付していますので、市町村が発行した罹災証明をお持ちの場合はご持参のうえ、お近くの年金事務所にお越しください。

Q 5 年金証書を再交付して欲しい。

A 5 年金証書を亡失された場合は、お近くの年金事務所に「年金証書再交付申請書」をご提出ください。

ご提出の際は、運転免許証など本人確認できるものや、市町村が発行した被災証明等をお持ちの場合は、ご持参ください。

ご本人であることを確認のうえ、年金証書を再交付いたします

なお、年金証書の亡失等により、受け取られている年金額が影響を受けることはありません。

Q 6 年金証書や通知書や身分証明書を全て亡失してしまいました。
年金の相談や手続きを行うことはできますか。

A 6 年金のご相談やお手続きは、ご本人であることを確認できれば、対応いたしますので、市町村が発行した被災証明等をお持ちの場合は、お近くの年金事務所にご持参ください。なお、年金証書等は年金事務所で再交付が可能です。

Q 7 被災によって、年金等の請求方法や年金額が変わることはありますか。

A 7 基本的には被災によって、年金等の請求方法や年金額が変わることはありません。なお、個々のお客様のご事情により、受け取られている年金等の種類や、その年金額は異なりますので、詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※ 所得制限で支給停止となっている障害基礎年金等については、Q 4をご参照ください。

Q 8 現況届、生計維持確認届、障害状態確認届を提出期限までに提出することができません。どうすればよいですか。

A 8 誕生日が1月1日から5月31日までの間にある年金受給権者で、[災害救助法の適用地域](#)に令和6年1月1日において住所を有する方が提出する次の届書について、提出期限を令和6年6月30日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和6年6月30日までにご提出ください。

○ 対象となる届書

現況届 ・ 生計維持確認届 ・ 障害状態確認届